

三次市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（令和3年三次市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難支援等関係者)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第51条の17第1項第1号に定める指定特定相談支援事業者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に定める指定障害児相談支援事業者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に定める指定地域密着型サービス事業者において小規模多機能型居宅介護事業を行う者及び同法第54条の2第1項に定める指定地域密着型介護予防サービス事業者において指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業を行う者
- (4) 介護保険法第46条第1項に定める指定居宅介護支援事業者
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に定める地域包括支援センター

(避難行動要支援者)

第3条 条例第3条第5号の規則で定める者は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる者に類する特別の事情を有する者であって、災害時において避難支援等（条例第2条第2号に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）を要すると市長が認定をしたもの（以下「認定要支援者」という。）とする。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、本人又はその代理人が、市長に対し、書面により申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申出を受理した場合は、これを審査し、その結果について通知するものとする。
- 4 認定要支援者が、第1項に規定する特別の事情がなくなった場合又は死亡し、若しくは転出（市の区域外へ住所又は居所を移すことをいう。以下同じ。）した場合その他避難支援等を要しなくなった場合は、本人又はその代理人は、市長に対し、書面により申し出るものとする。
- 5 市長は、認定要支援者に第1項に規定する特別の事情がなくなったと認める場合又は認定要支援者が死亡し、若しくは転出した場合その他避難支援等を要しなくなったと認める場合は、前項

の規定に関わらず、第1項の認定を取り消すものとする。

(名簿情報の取扱いに関する誓約書)

第4条 条例第5条第1項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、市長に対し、名簿情報の取扱いに関する誓約書を提出するものとする。

(避難行動要支援者名簿情報の提供を拒否する方法)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める方法は、本人又はその代理人が、市長に対し、書面により申し出る方法とする。

2 前項の申出をした者が、当該申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、市長に対し、書面によりその旨を申し出るものとする。

(避難行動要支援者名簿の修正)

第6条 認定要支援者は、条例第4条第2項各号に掲げる避難行動要支援者名簿の記載事項（以下この条において「名簿記載事項」という。）に変更が生じたときは、本人又はその代理人が、書面により市長に申し出るものとする。

2 市長は、認定要支援者について、名簿記載事項の変更を要する事由を認めた場合は、前項の規定に関わらず、当該事由の内容に従い、当該認定要支援者に係る名簿記載事項の変更をすることができる。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。